

がん検診無料クーポン券のお知らせ がん検診を受けましょう

子宮頸がん・乳がん

6月に対象者へお送りした無料クーポン券の使用期限は、平成23年12月末です。

期限の直前は予約が多くなり、受診できる医療機関が少なくなり、まだ受診されていない方は、お早めに左記の医療機関にお申し込みください。

大腸がん

10月初旬に対象者へお送りしたクーポン券の使用期限は、平成24年2月15日です。この機会に大腸がん検

診（便潜血検査）を受けましょう。

平成23年4月20日以降に加東市へ転入された方は、転入前の市町村で発行されたクーポン券を、加東市発行のものに交換しないと使用できません。お手持ちのクーポン券、印鑑を持参のうえ、加東市保健センターで事前に手続きをしてください。

問い合わせ

市民安全部健康課（保健センター）
☎43・0435



子宮頸がん検診（個別検診）

加東市民病院 ☎42-5511
うつのみや産婦人科医院 ☎23-8888
遠藤産婦人科医院 ☎22-4135
小野レディースクリニック ☎0794-62-1103
わかば・産婦人科 ☎0794-62-6111
検診日等詳細は、申込時にご確認ください。

乳がん検診（集団検診）

申込先 大山病院 ☎28-3773
検診日 11月14日（月）、12月14日（水）
12月19日（月）
申込期日 各検診日の2週間前まで
検診会場 加東市保健センター（社10番地）

加東市民病院での乳がん検診は、予約がいっぱいになったため、受付を終了しました。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です）

平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、11月上旬までに日本年金機構から届きます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に、初めて国民年金保険料を納

付された方については、平成24年1月下旬に届きます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付した方の社会保険料控除の申告に加えることができず、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。ただし、二重に控除を受けることはできません。

問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル
☎0570・070・117
（平成24年3月15日まで）
市民安全部保険・医療課
（滝野庁舎）☎48・3004

年金を受給されているみなさまへ

「扶養親族等申告書」は期限までに提出を

老齢や退職を支給理由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬に日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると、各種控除が受けられず、その結果として、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますので、ご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は、確定申告が必要です。

問い合わせ

ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165

【扶養親族等申告書が送られる方】

65歳未満・・・年金額108万円以上
65歳以上・・・年金額158万円以上